

入札公告

令和8年2月27日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 伊藤 宏之

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 調達件名 | 令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務 |
| (2) 調達件名の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期限 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- 労働保険に加入義務があるにもかかわらず加入していない者でないこと。
- 労働保険料及び社会保険料を滞納していない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書等提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等交付場所及び問い合わせ先
和歌山労働局総務部総務課 会計第一係 栗川

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 電話：073-488-1100

メールアドレス kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

- 入札説明書及び仕様書の交付期間

公告日～ 令和8年3月13日(金)

(土・日・祝日を除く、9:00～12:00・13:00～17:00。ただし、最終日は12:00まで。)

(3) 入札書の受領期限 令和8年3月17日(火)9時30分

(4) 開札の日時及び場所

令和8年3月18日(水)10時00分

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより行う。

原則、入札は電子入札によることとし、契約書の締結は電子契約によること。

なお、電子調達システムによりがたい者は、事前に発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類等を令和8年3月16日(月)15時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当局において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。

なお、入札者は、開札日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札及び入札に関する条件に違反した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 事業所担当者等から提出される契約書類については、事業者としての決定に基づいたものとみなす。

(8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

仕 様 書

- 1 件 名
令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務
- 2 保守対象機器及び月間使用予定枚数
別表のとおり
- 3 契約期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 保守内容等
①定期的及び和歌山労働局の要請時に、技術員を派遣の上点検、調整等を行い、対象機器が正常に使用できるよう保守を行うこと。
また、インク等の消耗品が不足する場合には、速やかに供給すること。
②故障等が発生し、和歌山労働局から通知があった際は、速やかに技術員を派遣の上修理を行い、正常な状態に回復させること。
③その他、保守管理上必要と認められる業務を行うこと。
- 5 保守料金
一定期間(毎月月末締め)ごとに使用したカウント数に各単価を乗じて得た金額(円未満切捨)に、消費税(円未満切捨)を加算して算定するものとする。
- 6 履行確認
コピーカウントの検針を行った際、当局担当者あてに当該数値について通知し、確認を受けること。
- 7 守秘義務
受託者又はその使用人は、本契約の履行の際に知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約終了後においても同様である。
- 8 契約の成立
本件契約は、令和8年度歳入歳出予算が議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。
- 9 再委託について
契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託してはならない。やむを得ない事情により、委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、再委託先の相手方の商号、名称、住所、再委託を行う業務の範囲、必要性、業務履行能力、契約金額及びその他必要と認められる事項について明らかにした上で、あらかじめ、契約担当官等の承認を得なければならない。
また、履行体制についても明らかにすること。
おって、再委託を行う際に必要な様式については契約書に添付するので、必要な様式を提出すること。
- 10 その他
 - ・保守作業等に当たっては、各官署の執務に支障をきたさないように配慮すること。
 - ・部品の交換等に伴う廃材等は受託者において引取り、適正な方法により処分すること。

別表

保守対象機器	設置場所	月間使用予定枚数		購入年月
オフィス FT5230A	和歌山公共職業安定所 (和歌山市美園町5丁目4-7)	モノクロ	129,000	令和7年2月
		カラー	42,000	

※月間使用予定枚数はあくまで予定であり、変動します。

入札説明書

調達件名：「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」

和歌山労働局総務部総務課

【競争入札に付する事項等】

○調 達 件 名：令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務

○特 質 等 詳 細：仕様書による。

○入 札 方 法：仕様書に示した月間使用予定枚数を基に**年度間合計金額**を記載すること。

入札金額は調達件名の本体価格のほか、納入までに要する一切の費用を含めた総価とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

○入札保証金：免除する。

○落札者の決定：最低価格方式とする。

【入札実施スケジュール等】

(1) 競争入札参加申込

受付期限 令和8年3月16日（月）15時00分

受付場所 和歌山労働局総務部総務課会計第一係

提出書類 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

「保険料納付に係る申立書」

「誓約書」、「役員等名簿」

「一般競争入札参加申込書」（必要に応じて提出を要する書類）

「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（紙入札の場合のみ）

「電子調達システム（紙入札業者）登録票」（紙入札の場合のみ）

「委任状」（入札書提出時まで）

※受付期限までに参加申込がなかった場合は、入札に参加することができない。

(2) 入札書の提出

提出期限 令和8年3月17日（火）9時30分

提出場所 和歌山労働局総務部総務課会計第一係

(3) 開札実施

日 時 令和8年3月18日（水）10時00分

場 所 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎2階会議室

（再度入札を実施する場合）〔1回のみ〕

日 時 令和8年3月18日（水）11時00分（予定）

場 所 上記に同じ。

※全ての入札参加者が電子調達システムによる場合、電子調達システムでの開札となるので、上記場所での開札は行わない。

(4) 本件に関する照会先

和歌山労働局総務部総務課会計第一係 栗川

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階

電話番号 073-488-1100 / F A X 番号 073-475-0112

メールアドレス kurikawa-yui.q50@mhlw.go.jp

この入札説明書は、本件調達に関し、会計法その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 電子調達システムの利用

本入札は、電子調達システムにより行う。

原則、入札は電子入札によることとし、契約書の締結は電子契約によること。

なお、電子調達システムによりがたい者は、事前に発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

2 代理人について

代理人により入札に参加しようとする者は、下記によること。

(1) 電子調達システムによる場合

当該システムで定める委任の手続きを終了しておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による入札は認めない。

(2) 紙入札による場合

入札書提出時まで、当局指定の様式により委任状を提出すること。

(3) 注意事項

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

3 入札参加者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書を作成し、期限までに提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官から別途必要な書類の提出を求められた場合、又は提出した書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 落札業者は、入札書に記載した金額の内訳を開札日当日に提出すること。

ただし、再度入札を実施した場合は、この限りでない。

(仕様確認が必要な場合)

入札に参加しようとする者は、落札した際に納入予定の製品について、指定の期日までに所要の書類を提出し、和歌山労働局の仕様確認を受けること。

なお、和歌山労働局において、納入製品の可否について提出された資料を以て確認し、その結果採用できると判断された者のみが入札に参加できる。

4 競争入札参加申込方法等

(1) 電子入札による場合

必要な提出書類一式をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙入札による場合

「一般競争入札参加申込書」を含む必要な提出書類一式を持参又は郵送（簡易書留に限る）により提出すること。

(3) その他

受付期限までに申込がなかった場合は、入札に参加することができない。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出について

① 電子入札による場合

システムで設定されている日時までに、当該システムに定める手続きに従い、入札書等を提出しなければならない。なお、電子調達システムの通信状況により、提出期限内に入札書が電子調達システムに到着しない場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。また、何らかの不具合により送信が出来ない場合は、上記期限までに本案件を担当する総務課会計第一係に連絡すること。連絡のない場合は、入札を辞退したものと取り扱う。

② 紙入札による場合

- ・ 入札書は当局指定の様式にて作成し、入札書を封筒に入れ封すること。
- ・ 封皮には氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日開札〔調達件名を記入〕にかかる入札書 在中」と記載すること。
- ・ 入札書は直接持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。
電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ・ 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日開札〔調達件名を記入〕にかかる入札書 在中」と朱書し、中封筒には上記と同様に氏名等及び「〇月〇日開札〔調達件名を記入〕にかかる入札書 在中」と記載しておくこと。

③ その他

提出期限までに到達しなかった場合は、無効とする。

(2) その他

- ・ 入札者は提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。
- ・ この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

6 開札実施について

(1) 電子調達システムによる場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には立会は不要であるが、下記(3)の再度入札となった場合の通知も電子調達システムを通じて行うため、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておく必要がある。

(2) 紙入札による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者等が立合わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書及び入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱

開札を実施し、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

ただし、再度入札は1回のみとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者の入札書
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者の入札書
- (3) 内容が判然としない入札書
- (4) 入札金額を加除訂正した入札書
- (5) 当該入札に対する同一人の2以上の入札書
- (6) 再度入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した者の入札書
- (8) 上記5(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときの、当該者の入札書

8 落札者の決定

- (1) 本調達に係る仕様書に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を以て有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき総合評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 上記(2)の場合において、当該入札者のうち、開札に立合わないもの等くじを引けない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定した時は、入札者又は代理人にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。また、当局ホームページ上においても落札業者及び落札金額等を公表するものとする。
- (5) 再度の入札を行っても上記に規定する落札者がいないときには、予定価格の範囲内で随意に売買契約を行うものとする。この場合、有効に最低価格を記載した入札者に申し入れを行うものとし、その者が応じない場合又は合意に達しないときには、適宜、他の業者を選定するか、又は不調として処理する。

9 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して5日以内（土曜、日曜等閉庁日除く。）に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに金額は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。

10 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

11 障害発生時及び電子調達システム操作等問い合わせ先

(1) ヘルプデスク及びホームページ

電 話 0 5 7 0 - 0 1 4 - 8 8 9 (ナビダイヤル)

0 1 7 - 7 3 1 - 3 1 7 7 (IP電話をご利用の場合)

F A X 0 1 7 - 7 3 1 - 3 1 7 8

U R L <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>

(2) 緊急時の問い合わせ先

和歌山労働局総務部総務課 会計第一係

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達手続に要した費用については、全て、当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方は、入札後この入札説明書、仕様書及び契約書(案)等について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をするなどの場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (4) 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (5) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

予算決算及び会計令

(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条 第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第73条

契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

一般競争入札参加申込書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告及び入札説明書を確認し、競争入札に参加したく申込みします。

記

- 1 調達件名：「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」における等級
() 等級
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。
はい・いいえ
 - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中でない。
はい・いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

委任状

私は、(氏名) _____ ○ ○ ○ ○ _____ を代理人と定め、下記調達件名に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

調達件名：「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 調達案件名

「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」

2. 電子入札システムでの参加ができない理由

(例) ・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

・電子入札対応のシステム環境が整っていないため 等

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 調達件名
「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

委任状

私は、(氏名)_____を代理人と定め、下記調達件名に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

調達件名：「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

入札書

¥

調達件名：「令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務」

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 殿

電子調達システム（紙入札業者）登録票

提出日：令和 年 月 日

1 事業所名	
2 所在地・郵便番号	〒
3 代表者名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者氏名	
8 担当者所属名称	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から11まで必ず空欄のないようすべて記入すること。（ゴム印不可）

※「12 担当者メールアドレス」は、アドレスがない場合のみ省略可。

※令和7年度以降、1度提出した場合は、以後提出は不要とする。

ただし、記載事項に変更があった場合は、この限りではない。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

※別紙「役員等名簿」を添付すること。

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住所)

(名称)

(代表者)

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

令和8年度 デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務委託契約書（案）

支出負担行為担当官 和歌山労働局総務部長 ○○（以下、「甲」という。）と株式会社●● 代表取締役 ●●（以下、「乙」という。）とは、デジタルフルカラー印刷機消耗品等供給及び保守業務に関して、下記条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、日本国内における乙所定のサービス地域内において甲乙合意の設置場所に契約対象機械（以下「対象機械」という）を設置し、乙が甲に対して、対象機械が正常に稼働するよう、保守サービス及び必要な消耗品（インク及び部品）を供給すること（以下「プリントチャージシステム」という。）を目的とする。

また、甲が乙にプリントチャージシステムの対価として契約明細書に定める基本プリントチャージ料及び基本カウントを超えた分のプリントチャージ料（以下「超過プリントチャージ料」という。）を支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（対象機械及び設置場所）

第3条 本契約の対象機械及びその設置場所は、別表1に記載のとおりとする。

（設置場所の変更）

第4条 甲は、第3条で定める設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に書面で通知し、乙の受諾を得ることとする。

2 対象機械の移動は乙又は乙の指定する者が実施し、移動作業、設置調整料及び設置場所の変更に要する費用については、甲が別途負担するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（基本プリントチャージ料と超過プリントチャージ料の計算）

第6条 基本プリントチャージ（月額）は、別表2に記載のとおりとする。

2 超過プリントチャージ料の計算は、別表2に記載されているカウンター確認日のカウンター確認時点から翌月の確認日のカウンター確認時点までを1か月として行うものとする。

ただし、本契約開始時においては本契約期間の開始日から初回確認日のカウンター確認時点まで、終了時においては最終確認日のカウンター確認時点から終了日までの期間を対象に乙所定の方法で計算するものとする。

なお、カウンター確認日は、休日・祝祭日又は乙の営業上の都合により変更することがあるものとする。

3 超過プリントチャージ料は、別表2に記載された1カウント当たりの単価に、カウンター確認日のカウンター確認時点において次の各号に定めるいずれかの方法により確定された超過カウントを乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

なお、超過カウントは、機械の操作パネル上の表示の表示カウンターにより計算する。カラーカウントの超過カウントについては、基本カウントを差し引いて計算するものとし、また実際使用したカウントから、カラーカウントの場合は2%、モノクロカウントの場合は1%のサービス控除（1カウント未満は端数切り上げ）を行う。

- ① 甲が、カウンター数値を記入した機械のカウンター確認シートを乙に送付する方法
- ② 乙が、電話等でカウンターを確認する方法
- ③ 乙が、訪問してカウンターを確認する方法

4 乙は、甲に対して、1か月以上前に書面で通知することにより、基本プリントチャージ料及び超過プリントチャージ料を甲乙協議の上改定できるものとする。

（代金の請求）

第7条 甲は、基本プリントチャージ料及び超過プリントチャージ料について、甲が指示する請求区分ごとに適法な請求書を作成し、官署支出官和歌山労働局長（以下「丙」という。）あて請求するものとする。

乙は、請求の際、基本プリントチャージ料及び超過プリントチャージ料の総額（1円未満切り捨て）に消費税率を乗じた額（1円未満切り捨て）（以下「料金等」という。）を加算することとする。

（代金の支払）

第8条 丙は、前条の支払請求書を受領した日から30日以内（以下「支払約定期間」という。）に、代金を乙に対し口座振込により支払うものとする。

（支払遅延損害金）

第9条 丙は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（不良印刷用紙代金の負担免責）

第10条 乙は、不良印刷の用紙代及びこれらに関連して発生したその他の費用について、賠償の責を負わないものとする。

（インク及び部品の所有権）

第11条 乙が交換した部品及び供給したインクの所有権は、乙に帰属する。

なお、インクの所有権は、対象機械で使用したときに甲に移転する。

2 差押・仮差押・仮処分・強制執行その他乙が供給したインクの所有権を侵害する第三者のいかなる行為に対しても、甲は、乙が供給したインクが自己の所有物でなく乙に所属することを

主張・証明するとともに、侵害を防ぎ、その事実を速やかに乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の要求に応じ、乙所有のインクの預かり証を発行するものとする。

(禁止行為)

第12条 甲は、乙が供給したインク及びその容器を他に売却・譲渡・貸与・流用する行為及びこれに対して質権その他担保権を設定する行為その他乙に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 甲は、乙が供給するインクを対象機械以外の機械に使用しないものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が供給したインクを滅失・毀損した場合は、その損害を乙に賠償するものとする。

(プリントチャージシステムの停止)

第14条 甲が、乙に対して料金等を支払日までに支払わなかったときは、乙は、甲に対してプリントチャージシステムを停止することができるものとする。

(保守サービス)

第15条 乙は、甲が対象機械を正常に使用できるよう保守サービスを行うものとし、対象機械が故障したときは、甲の要請により、乙又は乙の指定した技術員を派遣するものとする。

2 乙又は乙の指定した技術員の作業実施は、乙又は乙の指定した技術員の営業時間内に限るものとし、甲のやむを得ない事情により時間外に実施した場合は、乙は甲に対し別途料金を請求できるものとする。

3 対象機械の故障が次の各号の事由による場合には、本契約における保守サービスの適用外とし、甲は乙に対し別途料金を支払うものとする。

- ① 甲の取扱上又は保管管理上の不注意、誤用
- ② 火災、天災、地変その他これに類する災害
- ③ 乙以外の者が供給したインク又は部品の使用
- ④ 乙又は乙の指定した技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- ⑤ 乙の承諾なくしてなされた設置場所の変更

4 対象機械の点検整備に移動を要する場合は、甲は別途定める移動費用を乙に支払うものとする。

(用紙)

第16条 甲は、対象機械の使用にあたり、用紙は乙推奨のもの又は対象機械の取扱説明書に記載された範囲内で使用し得るものを用いるものとする。

(契約の解除等)

第17条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 料金の支払いを遅滞したとき
- ② 本契約条項の一つでも違反したとき

③ その他、信用を著しく失墜したと認められる事由が生じたとき

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(4) 第24条（秘密保持）又は第25条（個人情報取扱）の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（残存するインクの返還）

第18条 本契約が終了した場合、甲は、直ちに残存するインクを乙に対して返還しなければならない。返還されない場合、乙は甲の建物に立ち入り、当該インクを持ち帰ることができるものとする。その際、甲はこれに対し何ら異議を述べることなく、且つこれを妨害することはもとより建物侵入、損害賠償請求などを申し出ないものとする。

2 乙のやむを得ない事由により残存するインクの返還実施が遅延した場合、甲は、返還実施までの間、設置場所から移動させることなく、善良な管理者の注意義務をもって残存するインクを保管しておくものとする。

（通知報告）

第19条 甲は、所在地・称号・組織の変更があるときは、乙に対して書面で通知するものとする。

（譲渡の禁止）

第20条 甲又は乙は、本契約により生じる一切の権利を第三者に譲渡することはできない。

（再委託）

第21条 乙は、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、本契約の一部について再委託を行う場合には、あらかじめ甲に再委託に係る承認書（様式1）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合は、省略することができる。

3 乙は、再委託した業務に伴う第三者の一切の行為について、すべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託を行うときは、本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再委託の相手方と契約を締結しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第 22 条 乙は、再委託に関する内容に変更が生じた場合、再委託に係る変更承認申請書（様式 2）を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

ただし、前条第 2 項ただし書に該当する場合は除くものとする。

(履行体制)

第 23 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式 3）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(機密保持)

第 24 条 甲と乙とは、本契約に基づき知り得た相手方の秘密を第三者に知らしめない義務を負うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 25 条 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を外部に漏らしはならない。

2 乙及びその技術者は、この契約により知り得た個人情報を複製し、又は複製してはならない。

3 本条の規定は、乙がこの契約の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 26 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第27条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第28条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 29 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 30 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 31 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 32 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第33条 甲は、第17条第2項(契約の解除等)、同条第3項、第29条(属性要件に基づく契約解除)、第30条(行為要件に基づく契約解除)、第32条第2項(下請負契約等に関する契約解除)、第35条第2項(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)及び第37条(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条第2項(契約の解除等)、同条第3項、第29条(属性要件に基づく契約解除)、第30条(行為要件に基づく契約解除)、第32条第2項(下請負契約等に関する契約解除)、第35条第2項(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)及び第37条(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第34条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第35条 甲は、納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第36条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第37条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対す

る書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第38条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(検査)

- 第39条 本業務の検収は、甲の指定する検査職員による検査合格をもって検収とする。

(紛争等の解決方法)

- 第40条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

- 第41条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条（支払遅延損害金）、第17条第2項（契約の解除等）、同条第5項、第24条（機密保持）、第25条（個人情報の取扱い）、第27条（談合の不正行為に係る違約金）、第28条（違約金に関する遅延利息）、第31条（表明確約）、第33条（契約解除に基づく損害賠償）、第35条（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）、第38条（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）、第40条（紛争等の解決方法）及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲乙各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 和歌山市黒田二丁目3番3号
支出負担行為担当官
和歌山労働局総務部長 ○○ 印

乙 所在地
株式会社 ●●
代表取締役 ●● 印

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

和歌山労働局総務部長 殿

住 所

名 称

代表者名

再委託に係る承認変更申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住 所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇区・・・	円	
B			

